

## 四国中央市における「人・農地プラン」について

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 31 年 3 月 27 日

四国中央市長 篠原 実

### 記

#### 1. 協議の場を設けた区域の範囲

- ①川之江南地区 ②川之江北地区 ③伊予三島地区 ④土居西部地区 ⑤土居東部地区  
⑥土居北部地区 ⑦新宮地区

#### 2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 31 年 3 月 27 日

#### 3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

経営体数

- |          |     |         |    |        |
|----------|-----|---------|----|--------|
| ① 川之江南地区 | （個人 | 8 経営体、  | 法人 | 3 経営体） |
| ② 川之江北地区 | （個人 | 9 経営体、  | 法人 | 2 経営体） |
| ③ 伊予三島地区 | （個人 | 16 経営体、 | 法人 | 6 経営体） |
| ④ 土居西部地区 | （個人 | 19 経営体、 | 法人 | 1 経営体） |
| ⑤ 土居東部地区 | （個人 | 22 経営体、 | 法人 | 5 経営体） |
| ⑥ 土居北部地区 | （個人 | 22 経営体、 | 法人 | 2 経営体） |
| ⑦ 新宮地区   | （個人 | 2 経営体、  | 法人 | 2 経営体） |

#### 4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

- ①～⑥地区 担い手はいるが十分ではない  
⑦地区 担い手がいない

#### 5. 農地中間管理機構の活用方針

営農が困難になった農業者や、分散錯圃の解消に協力できる農業者は、中間管理機構の利用を検討し農地の維持、関連事業による整備事業を検討する。

#### 6. 地域農業の将来のあり方

小規模農家が営農継続できる手法を模索しつつ、高齢化に伴い経営規模を縮小する農家や、耕作が困難となった農地については、中心的な経営体（耕種、柑橘農家）や企業退職者や青年による新規就農者を確保し、無理ない範囲で農地を借り受け、市西部では J A ファームを活用し、農地の保全及び耕作を維持する。